

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所豊岡支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所豊岡支部執行官室（0796-24-1977）へお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 6日

神戸地方裁判所豊岡支部

裁判所書記官 米 田 菜 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 27日から 令和 8年 2月 3日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 2月 10日 午前10時00分 神戸地方裁判所豊岡支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 3月 3日 午前10時00分 神戸地方裁判所豊岡支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 160, 000 928, 000	一括	240, 000	7, 460	0
1	570, 000				
2	590, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 | |
| | 地 番 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 7 8. 6 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 6 9 1 番地 3 7 | |
| | 家屋 番号 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木・コンクリートブロック造瓦葺・陸屋根2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 6 9. 7 1 平方メートル |
| | | 2階 | 6 9. 7 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月 3日

神戸地方裁判所豊岡支部

裁判所書記官 米 田 菜 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

【物件番号2】

本件所有者の親Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 | |
| | 地 番 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 7 8 . 6 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 6 9 1 番地 3 7 | |
| | 家屋 番号 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木・コンクリートブロック造瓦葺・陸屋根 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル |
| | | 2 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル |



令和7年(ケ)第7号
令和7年9月2日受理
令和7年10月**14**日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所豊岡支部

執行官 永 沼 孝 啓

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 | |
| | 地 番 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 7 8 . 6 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 6 9 1 番地 3 7 | |
| | 家屋 番号 | 6 9 1 番 3 7 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木・コンクリートブロック造瓦葺・陸屋根 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル |
| | | 2 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	美方郡香美町香住区若松691番地37	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（A） 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」は執行官の意見のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所支部 令和年()第号 保管開始日 令和年月日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者 (書面回答要旨)	1 本件建物は、私の親であるAに無償で貸しています。 2 建物の状態について、2階の西側の雨漏りが激しいです。 3 境界に関し争いはありません。
■A	1 本件建物で私が暮らしています。 2 建物の使用について、所有者との間で賃料のやり取りはありません。 3 建物の状態について、本件建物には浴室がないこと、1階と2階で雨漏りがすること、外壁や内部の壁に亀裂が入っていること、1階の土間付近でシロアリの被害があり、木がかじられている箇所があることが挙げられます。 ただし、シロアリについては、薬を撒いた後は特に被害はないと思います。 4 境界等に関する近隣とのトラブルはありません。 5 隣地（地番691-36）と本件土地との間の境界はわかりません。
執行官の意見	
1 本件土地の形状等は、現地調査の結果から、概ね2枚目記載のとおりと認められる。 土地の周辺には境界標識と思われる金属プレートなどは確認できなかった。 2 本件建物の占有状況等は、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりAが占有しており、その占有権原は使用借権と認めた 3 建物の状態は、関係人の陳述を除くほか、床の軋みなどが確認できた。 また、屋根裏部屋がある。 4 本件土地の北側の目的外土地（地番691-36）は、本件の所有者が所有している土地であるところ、本件建物のベランダとそのベランダを囲うように増設された囲い（いずれも工作物と認めた）が上記目的外土地にはみ出していると思われる。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月3日（水） ～	執行官室	図面等交付申請書送付
令和7年9月4日（木） ～	執行官室	所有者に対し、照会文書送付
令和7年9月12日（金） 9:15 ～ 9:30	神戸地方法務局豊岡支局	公図等閲覧及び登記事項証明書交付申請
令和7年9月12日（金） 10:55 ～ 11:18	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、立入調査期日通知書投函
令和7年10月6日（月） 10:36 ～ 12:01	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、Aと面談、評価人を同行
～		
～		
～		
(特記事項) ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和年月日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



A 香住区若松

請求部	所在	美方郡香美町香住区若松字浜頭				地番	691番37			
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：平成12年8月30日

各階平面図

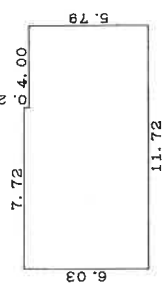
家屋番号 691番37

建築物の所在

城崎郡喜住町若松字浜頭691番地37

建築物平面図

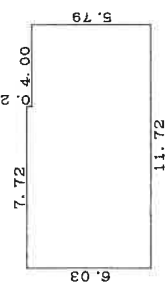
1 階



求積表

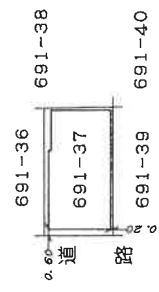
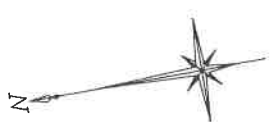
7.72 x 6.03 =	46.5516
4.00 x 5.79 =	23.1600
合計	69.7116
床面積	69.71㎡

2 階



求積表

7.72 x 6.03 =	46.5516
4.00 x 5.79 =	23.1600
合計	69.7116
床面積	69.71㎡



H 12. 8. 30

作製者

申請人

縮尺 1/500

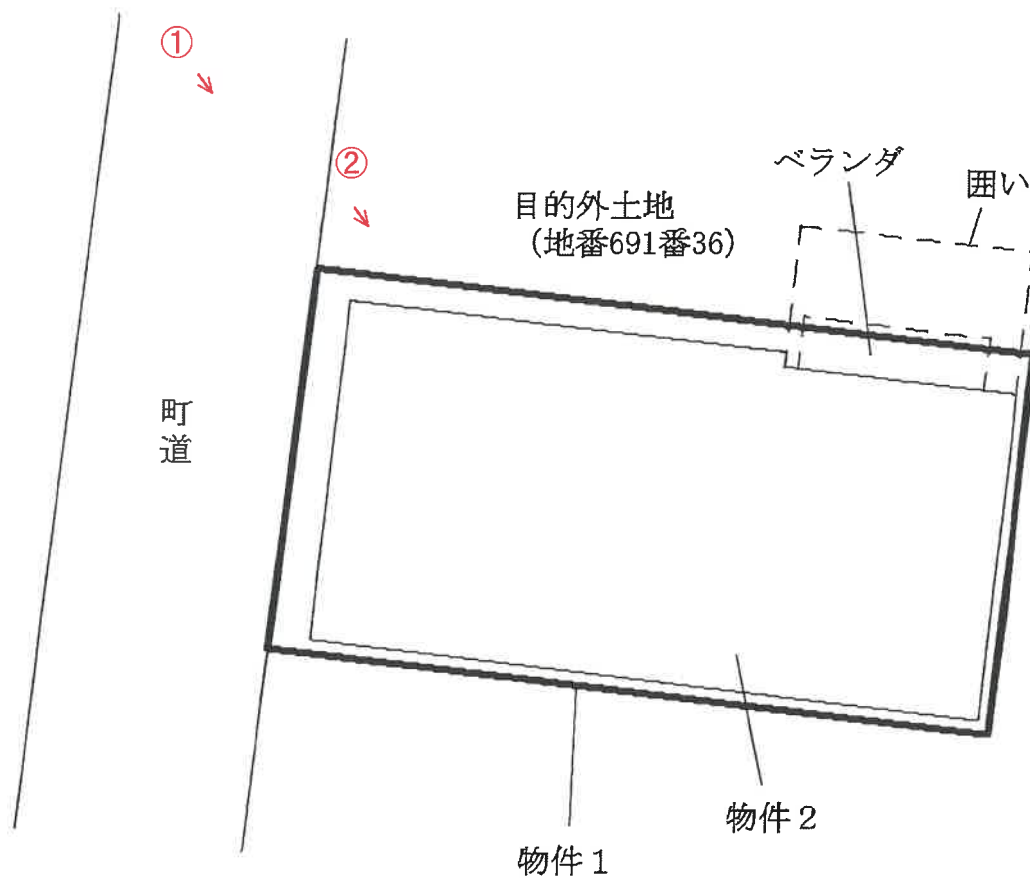
縮尺 1/250

平成12年 8月28日(作製)

608159

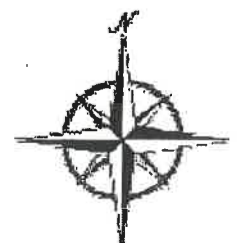
本図面はA3版をA4版に縮小したものである

土地建物位置関係概略図 (境界不分明)

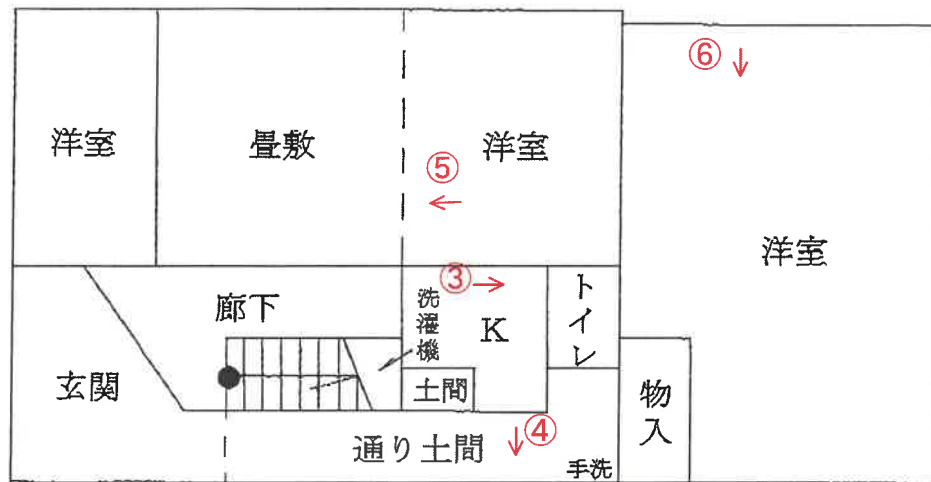


↑ 写真撮影位置方向

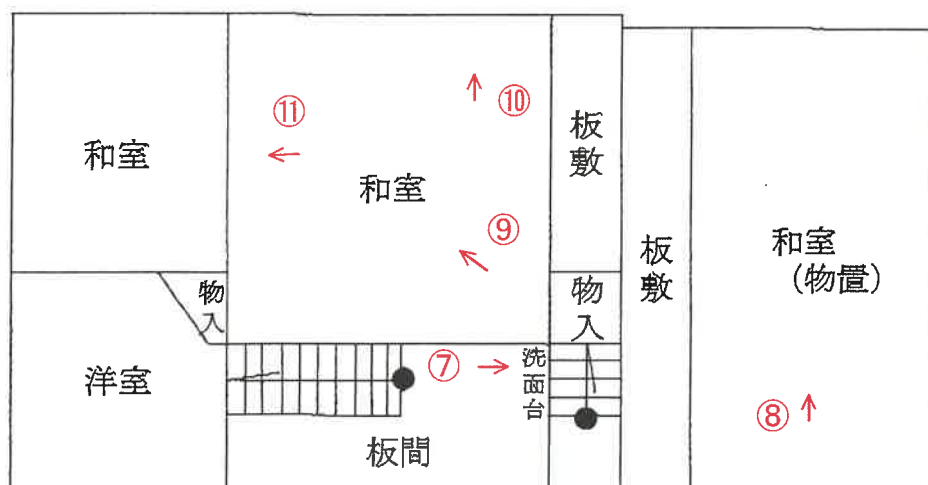
当図面は土地と建物とのおおよその位置関係を示した概略参考図であり、土地の境界を確定的に示したものではありません。



間 取 図



1 階



2 階

↑ 写真撮影位置方向



No. 1

本件建物と敷地

目的外土地（地番 6 9 1 - 3 6）



No. 2

亀裂の一部



No. 3



No. 4

シロアリ被害箇所



No. 5



No. 6



No. 7



No. 8



No. 9



No. 10

剥がれ

亀裂の一部



No. 11

亀裂の一部

No.

令和 7 年 (ケ) 第 7 号
令和 7 年 10 月 6 日 現 地 調 査
令和 7 年 10 月 16 日 評 価

神戸地方裁判所
豊岡支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

岡本朋美

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,160,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金570,000円
物件2(建物)	金590,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
・物件1土地の公図は縮尺不明で、法務局には地積測量図の備付はなく、現地においても土地の境界を明示する標識等は見当たらず、土地の境界及び実測数量は不分明である。 ・物件2建物の占有者Aと、本件所有者との間では賃料のやりとりはない。 (現況調査報告書記載より) ・物件1の北側に隣接する目的外の地番691番36土地は、本件土地所有者と同一人が所有している。本件土地と同目的外土地との境界は判然としないが、現地で概測を行ったところ、物件2建物のベランダの一部とそのベランダを囲うように増設された囲い（いずれも工作物であると認めた）が、同目的外土地上にのみ出しているように思われる。 ・本件建物の公簿建築面積は、公簿土地面積に対して指定建ぺい率を超過している。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 線 香住駅の北東方 約1.5 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域内未指定 指定なし 70 % 200 % 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	登記数量 78.67 m ² の 長方形地	
接面道路の状況	西側 約4.2m町道 （建築基準法第42条2項道路） ※上記幅員は側溝込の幅員を記載。有効幅員は約3.6m	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 下記特記事項記載 （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	◎兵庫県CGハザードマップによると、本件土地が存する付近は、洪水浸水想定区域(想定最大規模) 0.5m未満（一部0.5～1.0mの可能性あり）の区域に該当している。 ◎前面道路には下水道管が埋設されているが、関係人の陳述や香美町上下水道課の回答から、下水マスは北側に隣接する目的外土地内に存する可能性が高く、本件土地内にはマスは存しないものと思われる。なお、本件土地には下水は未接続で、関係人の陳述によるとトイレは汲み取り式とのことである。以上より、買受人においては、今後、本件土地単独で下水を利用するに当たっては注意を要する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 不詳 経過年数 不詳 経済的残存耐用年数 なし
仕 様	構 造 : 木・コンクリートブロック造 屋 根 : 瓦葺・陸屋根 外 壁 : サイディング・モルタル・コンクリート等 内 壁 : クロス壁・板貼り・ぬり壁等 天 井 : 板張り・ボード・クロス等 床 : タタミ・フローリング等 設 備 : - その他 : -
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。立会人の陳述では、2階物置の天井にアスベストが使用されており、それが剥がれ落ちているのではないかとのことであった。ただし、実際にアスベストが使用されているかどうかや、アスベストが存していた場合の有害性の程度及び飛散リスク等の詳細については、現時点の調査範囲内では不明であり、アスベスト使用の有無やリスクの程度等の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・本件建物の築年は不詳であるが、登記記載事項によると昭和34年に所有権保存登記がなされている。 ・外壁にひび割れや塗装が劣化している箇所が複数認められた。 ・建物内には浴室が存しない。また、屋根裏部屋が存する。 ・建物内の床の一部に軋みが感じられる箇所があった。 ・1階2階とも雨漏りが発生しており、特に2階西側の雨漏りが著しく、天井や壁に雨漏りによると思われる染みや剥離等の損傷が認められた。また、その他にも建物内の壁にひび割れや穴が開いている箇所が見られた。 ・2階物置の天井ボードが劣化して、一部剥がれ落ちている箇所がある。 ・1階土間付近でシロアリの被害があり、木が齧られている箇所がある。（関係人の陳述より）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	24,100	1.00	78.67	0.80	1,520,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（香住（県）-1）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $31,700 \times 99.7 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 131 \div 24,100$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.00）

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 103 \times 100 / 106 \times 100 / 120 \times 100 / 100 \div 100 / 131$

イ 個別格差：特になし（1.00）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：物件2建物が建ぺい率を超過している可能性を考慮して、建付減価を▲20%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	139.42	0.03	630,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値を現状の保守管理の状態等も考慮して、残価率を3%程度と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	1,520,000	0.30	法定地上権	460,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,520,000	-460,000		0.90	0.60	570,000
2	630,000	+460,000	1.00	0.90	0.60	590,000
一 括 価 格 (合 計)						1,160,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 土地の境界及び実測数量不分明、工作物の目的外土地への越境の可能性等を勘案した市場性減価を▲10%と査定した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (香住(県)-1)

所 在 : 美方郡香美町香住区香住字中浜頭1567番1外

価 格 : 31,700円/㎡

位 置 : JR線「香住」駅より道路距離640m

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 200㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接 面 街 路 : 北西側幅員5.5m町道に接面

用 途 指 定 等 : 都市計画区域(建ぺい率70%, 容積率200%)

地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 : 1,299,549円

物件2 : 316,414円

内訳: 木造2階建居宅部分: 床面積94.40㎡、評価額188,568円

コンクリートブロック造2階建倉庫部分: 床面積45.02㎡、評価額127,846円

第7 附属資料

1 対象不動産及び地価公示地等の位置図

2 公図写

3 建物図面・各階平面図写

4 土地建物位置関係概略図

5 建物間取図

6 現況写真

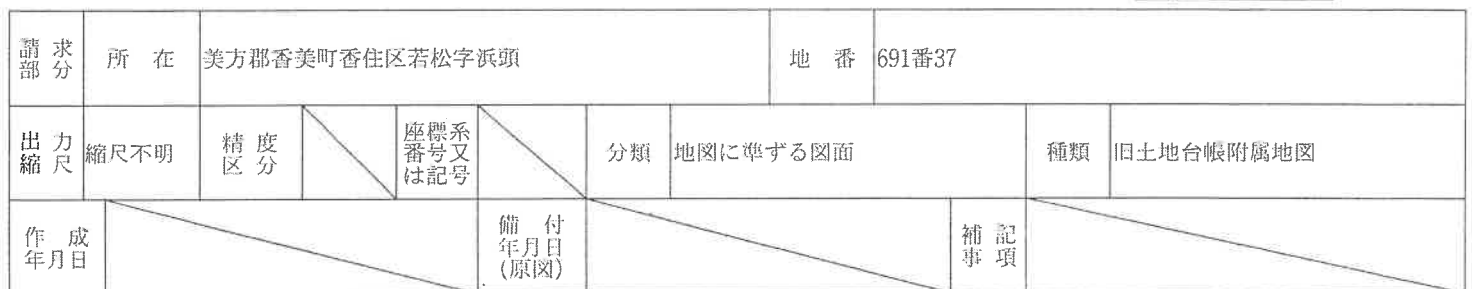
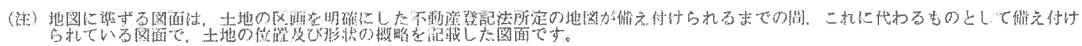
7 仮名一覧表

以 上

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-----------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 | | |
| | 地 番 | 6 9 1 番 3 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 7 8 . 6 7 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 美方郡香美町香住区若松字浜頭 6 9 1 番地 3 7 | | |
| | 家屋 番号 | 6 9 1 番 3 7 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木・コンクリートブロック造瓦葺・陸屋根 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル | |
| | | 2 階 | 6 9 . 7 1 平方メートル | |





A 3 版を A 4 版に縮小

請求番号：10-3
(1/1)

登記年月日：平成12年8月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月19日 神戸地方裁判所豊岡支部

登記官

請求番号：10-4

各階平面図

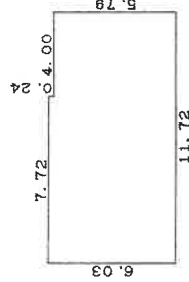
家屋番号 691番37

建物の所在

兵庫県香美町香住区 城崎郡香住町若松字浜頭691番地37

建物図面

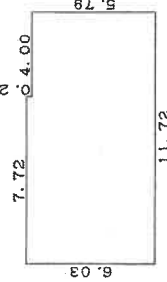
1 階



求積表

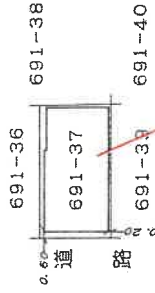
7.72 x 6.03= 46.5516
4.00 x 5.79= 23.1600
合計 69.7116
床面積 69.71㎡

2 階



求積表

7.72 x 6.03= 46.5516
4.00 x 5.79= 23.1600
合計 69.7116
床面積 69.71㎡



物件2

作製者

縮 1/250

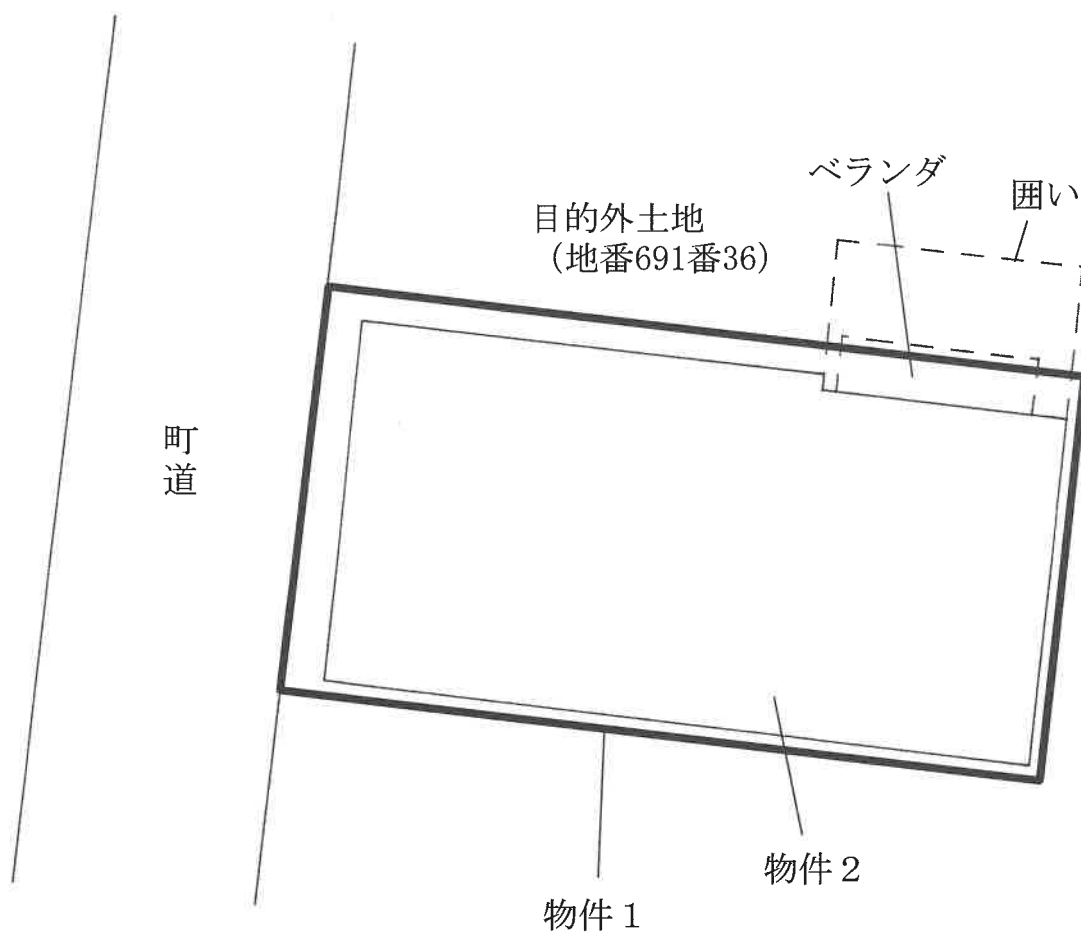
申請人

縮 1/500

608159

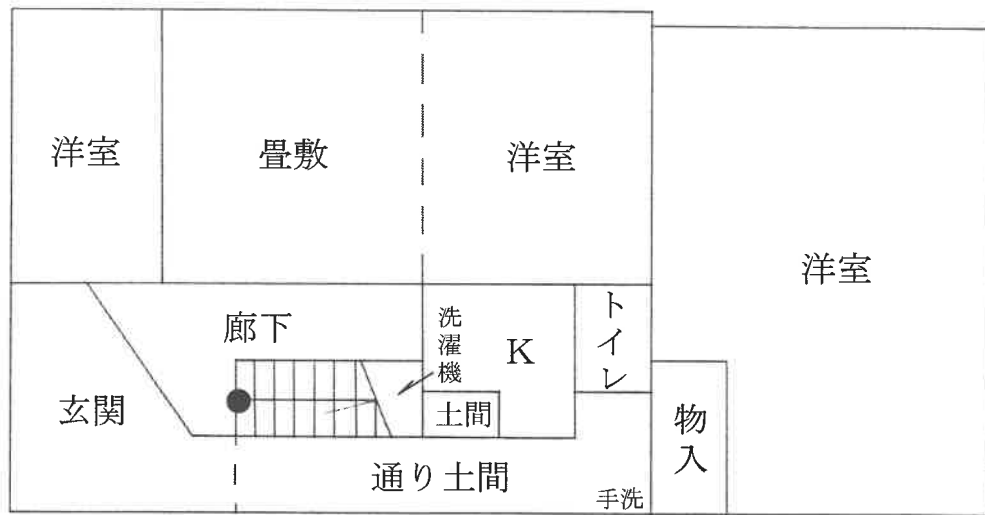
70%に縮小

土地建物位置関係概略図 (境界不分明)

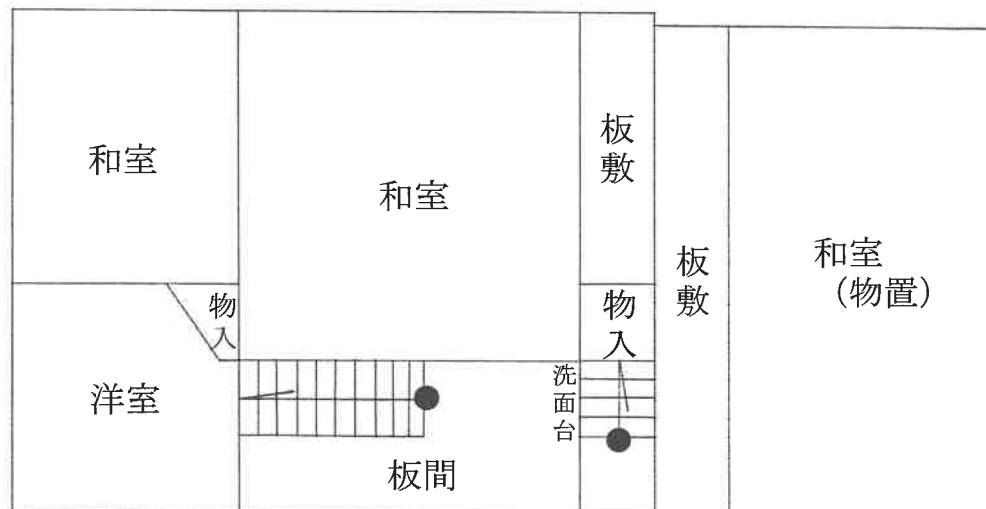


当図面は土地と建物とのおおよその位置関係を示した概略参考図であり、土地の境界を確定的に示したものではない。





1 階



2 階

現況写真



現況写真

